

新潟市 液状化被災宅地等復旧支援事業

～ 制度について ～

本動画の内容（目次）

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 面的な液状化対策との関係 | … P1 ～ |
| 2. はじめに | … P2 ～ |
| 3. 対象となる宅地 | … P4 ～ |
| 4. 対象となる工事 | … P6 ～ |
| 5. 補助金額 | … P8 ～ |
| 6. 申請手続きの基本的な流れ | … P13 ～ |
| 7. 相談・申請窓口・お問い合わせ先 | … P15 ～ |

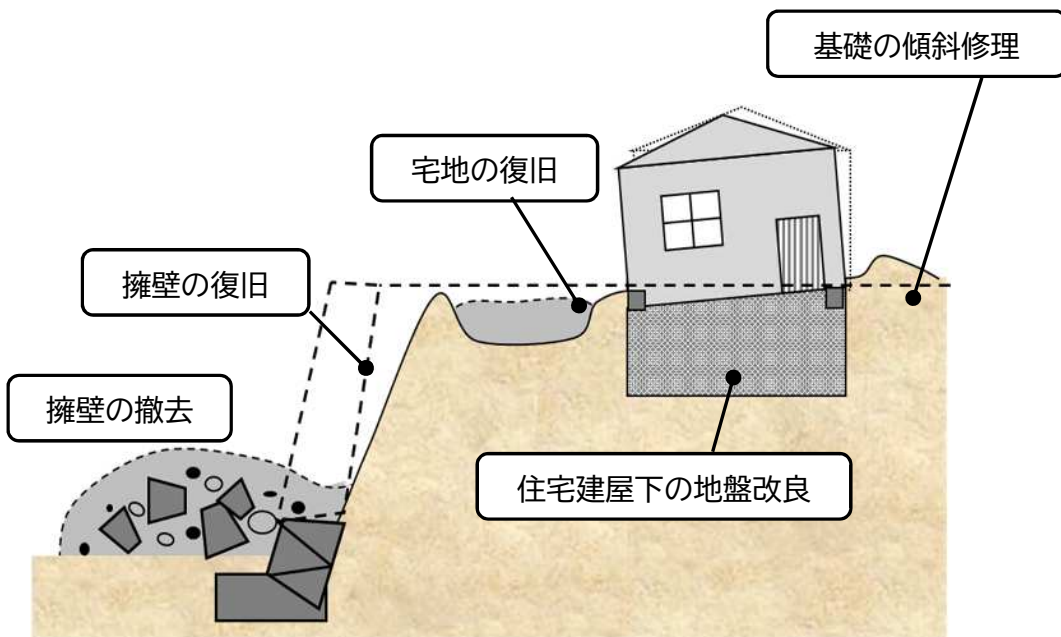
新潟市 都市政策部

令和6年8月



『液状化被災宅地等復旧支援事業』と『公道と宅地を含めた面的な液状化対策』との関係

液状化被災宅地等復旧支援事業



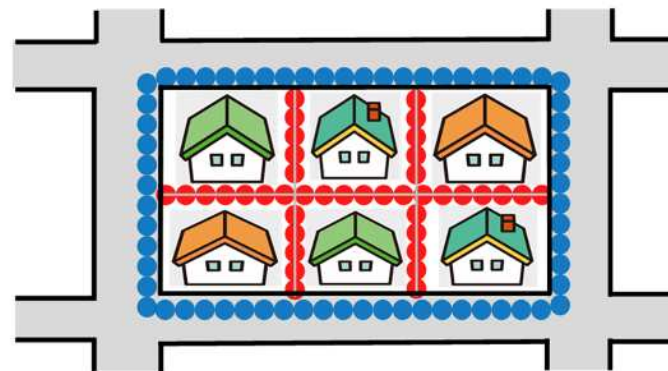
個人宅地内の復旧等に対する支援事業

みなさまが行う復旧工事を支援します

公道と宅地を含めた面的な液状化対策

地下水位低下工法・格子状地中壁工法 など

「格子状地中壁工法」のイメージ



個人宅地内の復旧等は含まれません

市が個人宅地内の復旧工事を行うことはありません



はじめに



はじめに

「液状化被災宅地等復旧支援事業」

を申請するために必要な内容を抜粋した

『チラシ』

で説明します。

令和6年補償半島地区 令和6年8月1日付

液状化による宅地の被害の復旧を支援します

～ 新潟市液状化被災宅地等復旧支援事業のお知らせ～

(1) 対象となる宅地

① ②の全てに該当する宅地
① 令和6年能登半島地震の際、住宅^{※1}の敷地として使われていたもの
② 液状化被害が確認^{※2}されたもの
③ 住宅が「準半壊以上」^{※3}の被災証明を受けたもの

※1 建築物上の利用用途に別、賃貸住宅、店舗の住宅等、遊楽など以外のほか
※2 液状化被害(住宅)の上下階別、基礎の傾斜、地盤ならびに基礎地盤面を調査・撮影することが必要
※3 宅地の被害状況による傾斜の程度、被害の程度、一部傾斜も対象となる場合があります。

【液状化による被害の事例(写真)】

① 生地の沈下・割れ ② 地盤の陥没 ③ 基礎の傾斜 ④ 傾斜

(2) 対象となる工事

① 復旧
被災宅地の原形復旧を基本とした工事(築壁、地盤の復旧等)
(グランドアップは対象外)

② 地盤改良
沈下防止のための住宅床下下の地盤改良工事

③ 基礎の傾斜修復
住宅基礎の沈下・傾斜を修復する工事

※これらの工事は、各半壊・1階であることも対象となります。
※工事のために発生した傾斜・沈下も補償の対象となります。

【R6.8.13開設】<相談・申請窓口> 開設日時:毎日(土日祝含む)午前9時～午後5時

●西区役所補償センター棟 1階 (西4-3-3 14-4)
●ふるまちなか(五町目ビル) 5階 (西4-3-17 7階0101)

※ふるまちなかへ入館できない場合は、「新潟市防災センター」へ入館してください。

<お問い合わせ>
被災に関する問い合わせ専用ダイヤル ☎025-226-2710 (土日祝含む)午前9時30分～午後5時30分

(3) 補助金額

- 補助対象経費上限:1,200万円
- 補助率 : 2/3
- 補助上限額 : 766.6万円

ただし、既存の国・県・市の支援制度を併用している場合はその支援額が控除されます。

① 既存の国・県・市の支援制度を活用しない場合
1,200万円(補助対象経費(総額))

② 既存の国・県・市の支援制度を活用している場合

国・県・市の支援額	1,200万円
補助率による支援(2/3)	766.6万円
所有権	(1/3)333.4万円
所有権	(0万円)

③ 補助率による支援

国・県・市の支援額	1,200万円
補助率による支援	766.6万円
所有権	(1/3)333.4万円
所有権	(0万円)

(4) 申請手続きの基本的な流れ

① 相談 → ② 交付申請 → ③ 工事 → ④ 竣工報告 → 補助金受取

制度の概要を知りたい
対象となるか知りたい
補助金額がいくらになるか知りたい
など、まずはお気軽にお電話ください。

～ 既に見積りをお持ちの方は、補助金額の目安を試算してみてください～

① 見積りから補助率の補償対象額となる費用(総額)を計算 → A 円

② 下式計算により基礎額を計算
基礎額 = (A - B - 50万円) × (2/3) = B 円

③ 国庫費(費用額の30%)と市費(総額)の合計額を計算 → C 円

④ 下式計算により市費の補助金額を計算
B 円 - C 円 = 補助金額 (円)



(1) 対象となる宅地



(1) 対象となる宅地

①②③の全てに該当する宅地

- ✓ ① 令和6年能登半島地震の際、**住宅**※¹の敷地として使われていたもの
- ✓ ② **液状化被害が確認**※²されたもの
- ✓ ③ 住宅が「**準半壊以上**」※³の罹災証明を受けたもの

※1 店舗等との併用住宅は対象。賃貸住宅、企業の社宅や寮、空き家などは対象外

※2 液状化被害（住宅の沈下・傾斜、地盤の亀裂、噴砂など）が確認できる写真・書類等が必要

※3 宅地に液状化による**相応の被害**があると認められる場合は、**一部損壊も対象**となる場合があります。

【液状化による被害の事例（参考）】



①住宅の沈下・傾斜



②地盤の亀裂



③擁壁の崩壊



④噴砂



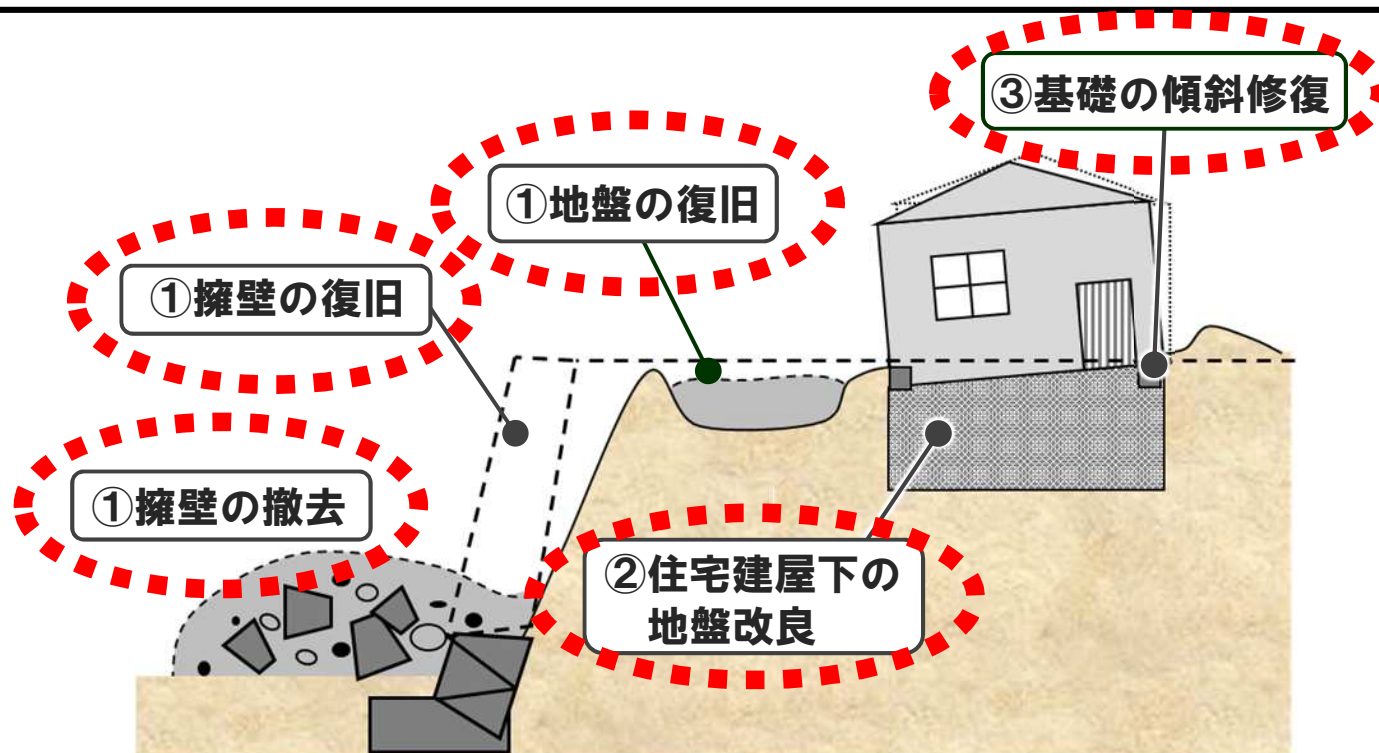
(2) 対象となる工事



(2) 対象となる工事

- ☑①復旧 : 被災宅地の原形復旧を基本とした工事
(擁壁、地盤の復旧等)
- ☑②地盤改良 : 沈下防止のための住宅建屋下の地盤改良工事
- ☑③基礎の傾斜修復 : 住宅基礎の沈下・傾斜を修復する工事

※これらの工事は、着手済・完了済であっても対象となります。
※工事に伴う調査・設計についても補助の対象となります。



※「対象工事」の詳細は、「新潟市液状化被災宅地等復旧支援事業 ご利用の手引き」を参照



(3) 補助金額



(3) 補助金額

- ☑ 補助対象経費の上限(税抜) : **1200万円**
- ☑ 補助率 : **2/3**
- ☑ 補助上限額 : **766.6万円**
※自己負担額あり

① 既存の国・県・市の支援制度を活用していない場合



(3) 補助金額

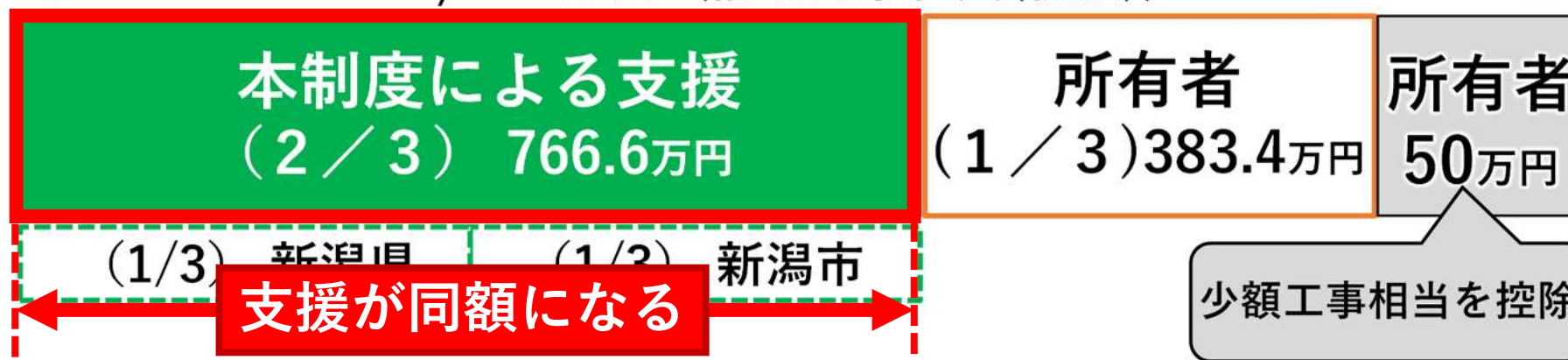
既存の国・県・市の支援制度を活用している場合

☑既存の国県市制度の活用の有無にかかわらず、補助額の合計が同額となるよう、国県市制度を活用している場合は、活用額を控除して本補助金額を算定します。

※「新潟市液状化被災宅地等復旧支援事業 ご利用の手引き」P5より

① 既存の国・県・市の支援制度を活用していない場合

1,200万円 (補助対象経費(税抜))



② 既存の国・県・市の支援制度を活用している場合



(3) 補助金額

既存の国・県・市の支援制度を活用している場合

☑️既存の国県市制度の活用の有無にかかわらず、補助額の合計が同額となるよう、国県市制度を活用している場合は、活用額を控除して本補助金額を算定します。 ※「新潟市液状化被災宅地等復旧支援事業 ご利用の手引き」P5より

① 既存の国・県・市の支援制度を活用していない場合

1,200万円（補助対象経費）

本制度による支援
(2 / 3) 766.6万円

(1/3) 新潟県 (1/2) 新潟市

支援が同額になる

② 既存の国・県・市の支援制度を活用している場合

本制度による支援

既存制度による支援

既存の支援制度

- (1) 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度 … 「国制度」
- (2) 被災者住宅応急修理支援制度 … 「県制度」
- (3) 新潟市液状化等被害住宅修繕支援事業 … 「市修繕」
- (4) 新潟市液状化等被害住宅建替・購入支援事業 … 「市建替」

住宅の修繕						住宅の建替・購入																																																						
支援制度のご案内						市独自支援制度のご案内																																																						
<p>震災証明書『住宅の被害の程度』に応じて支援が受けられます。</p> <p>（申請上の経費を対照）</p>						<p>対象となる方</p> <p>▶ 震災証明書の「住宅の被害の程度」が 全壊・大規模半壊・中規模半壊 の方 （半壊・準半壊・一部倒壊の方は利用できません）</p> <p>▶ その他で連絡する方 ※※※ 別の場所でも新築する方 ※※※ 被災者支援センターに相談してください。</p>																																																						
<p>被災者の程度</p> <table border="1"> <tr> <th>被災者の程度</th> <th>補助上限額</th> <th>生活再建支援金</th> <th>支援額</th> </tr> <tr> <td>全壊</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>400万円</td> <td>550万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>300万円</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> <td>250万円</td> </tr> </table>						被災者の程度	補助上限額	生活再建支援金	支援額	全壊	100万円	50万円	400万円	550万円	大規模半壊	100万円	50万円	300万円	450万円	中規模半壊	50万円	50万円	150万円	250万円	<p>対象となる費用</p> <p>▶ 建築費（建築費） ▶ 建築費を削減する方 ▶ 中古住宅を購入する方</p> <p>（※ 建築費削減率や中古住宅の購入等には対応できません。）</p> <p>申請期間：令和6年9月30日 （令和7年2月25日）</p>																																			
被災者の程度	補助上限額	生活再建支援金	支援額																																																									
全壊	100万円	50万円	400万円	550万円																																																								
大規模半壊	100万円	50万円	300万円	450万円																																																								
中規模半壊	50万円	50万円	150万円	250万円																																																								
<table border="1"> <tr> <th>住宅の被害の程度</th> <th>国庫</th> <th>県庫</th> <th>補助</th> <th>修繕</th> <th>生活再建支援金</th> <th>支援額</th> </tr> <tr> <td>全壊</td> <td>170.6万円</td> <td>100万円</td> <td>+50万円</td> <td>320.6万円</td> <td>300万円</td> <td>620.6万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>170.6万円</td> <td>100万円</td> <td>+50万円</td> <td>320.6万円</td> <td>200万円</td> <td>520.6万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>120.6万円</td> <td>50万円</td> <td>+50万円</td> <td>220.6万円</td> <td>100万円</td> <td>320.6万円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>120.6万円</td> <td>50万円</td> <td>+50万円</td> <td>220.6万円</td> <td>50万円</td> <td>270.6万円</td> </tr> <tr> <td>準半壊</td> <td>64.3万円</td> <td>30万円</td> <td>-</td> <td>94.3万円</td> <td>-</td> <td>94.3万円</td> </tr> <tr> <td>一部倒壊</td> <td>-</td> <td>10万円</td> <td>10万円</td> <td>10万円</td> <td>-</td> <td>10万円</td> </tr> </table>						住宅の被害の程度	国庫	県庫	補助	修繕	生活再建支援金	支援額	全壊	170.6万円	100万円	+50万円	320.6万円	300万円	620.6万円	大規模半壊	170.6万円	100万円	+50万円	320.6万円	200万円	520.6万円	中規模半壊	120.6万円	50万円	+50万円	220.6万円	100万円	320.6万円	半壊	120.6万円	50万円	+50万円	220.6万円	50万円	270.6万円	準半壊	64.3万円	30万円	-	94.3万円	-	94.3万円	一部倒壊	-	10万円	10万円	10万円	-	10万円	<p>申請期間：令和6年9月30日 （令和7年2月25日）</p>					
住宅の被害の程度	国庫	県庫	補助	修繕	生活再建支援金	支援額																																																						
全壊	170.6万円	100万円	+50万円	320.6万円	300万円	620.6万円																																																						
大規模半壊	170.6万円	100万円	+50万円	320.6万円	200万円	520.6万円																																																						
中規模半壊	120.6万円	50万円	+50万円	220.6万円	100万円	320.6万円																																																						
半壊	120.6万円	50万円	+50万円	220.6万円	50万円	270.6万円																																																						
準半壊	64.3万円	30万円	-	94.3万円	-	94.3万円																																																						
一部倒壊	-	10万円	10万円	10万円	-	10万円																																																						

(3) 補助金額 (算定例)

り災証明書の判定 : 半壊 **宅地復旧の合計 : 650万円**
復旧費用 (税別) : 850万円 (地盤復旧200万円、傾斜修復450万円、屋根等の修繕200万円)
既存制度の活用額 : 170.6万円 (国制度70.6万円・県制度50万円・市修繕50万円の合計額)

宅地復旧の合計

①見積書から本制度の補助対象経費となる費用の合計 (税抜) を計算 ... **A 650万** 円
(上限1,200万円)

②下記計算式により基礎額を計算

$$\text{基礎額} = (\text{A } 650\text{万 円} - 50\text{万円}) \times (2/3) = \text{B } 400\text{万 円}$$

20.6万円 (70.6万円 - 50万円)

50万円

③国制度 (活用額のうち50万円を超えた額のみ)、県制度 (活用額の全額)、
市修繕or市建替 (活用額の全額) の合計額を計算

... **C 120.6万** 円

50万円

④下記計算式により本制度の補助金額を計算

$$\text{B } 400\text{万 円} - \text{C } 120.6\text{万 円} = \text{補助金額 } \text{279.4万 円}$$

既存制度の活用額 **170.6万円** と 本制度の補助金額 **279.4万円** の合計で **450万円** を支援



(4) 申請手続きの基本的な流れ



(4) 申請手続きの基本的な流れ

① 相談

- ・制度の概要を知りたい
- ・対象となるか知りたい
- ・補助金額がいくらになるか知りたい

など、まずは相談窓口へご相談ください。

- ・り災証明書
- ・発災時の被災状況が分かる写真
- ・工事見積書(ある場合)

をお持ちいただくとスムーズです

② ① 交付申請

書類準備後

▼
交付申請書
を提出
(窓口へ)

③ ② 工事

着手

▼
完了

④ ③ 実績報告

工事完了後

▼
実績報告書
を提出
(窓口へ)

補助金
受領

施工業者
代理受領
も可



相談・申請窓口・お問い合わせ先



相談・申請窓口

令和6年8月11日時点

■開設日・受付時間

令和6年8月13日（火）開設

（受付時間：9時～17時（毎日：土日祝日を含む））

■場所

①西区役所 健康センター棟 1階
（西区寺尾東3丁目14番41号）
（相談・申請）

※お車でお越しの方は『西区役所内の駐車場』に駐車してください。

②ふるまち庁舎(古町ルフル) 5階・6階
（中央区古町通7番町1010番地）
（相談）（申請）

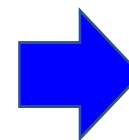
※お車でお越しの方は『市営西堀地下駐車場』に駐車してください。

※お帰りの際に受付で減免処理させていただきます。必ず駐車券をお持ちください。

■ホームページ

「液状化被災宅地等復旧支援事業」に関する

説明動画や**申請書類**などはこちら



市ホームページのQRコード

■お問い合わせ先（本制度の専用ダイヤル）

0 2 5 - 2 2 6 - 2 7 1 0

（受付時間：平日 8:30～17:30（土日祝日を除く））



おわりに

「液状化被災宅地等復旧支援事業」

を実際に申請するにあたっては、

『ご利用の手引き』を確認いただき、
ご相談をお願いします。

【発行日】 2024年8月11日

液状化による宅地の被害の復旧を支援します

令和6年能登半島地震
新潟市液状化被災宅地等復旧支援事業
新潟市

ご利用の手引き

受付開始 令和6年8月13日(火)〜

相談および申請の窓口

受付時間	毎日(土日祝含む) 午前9時00分～午後5時00分
被災相談窓口	※受付の窓口へお越しください
西区役所 健康センター棟 1階	(西区寺尾東3-14-41)
ふるまち庁舎(古町ルフル) 5階	(中央区古町東7番町1010)

※厚労省に関するお問い合わせ
新潟県福祉まちづくり推進課(中央区古町東7番町1010)
☎: 025-226-2710(漢字ダイヤル)
土日祝を除く 午前10時30分～午後5時30分



ご視聴いただき誠にありがとうございました。

